

## 第5章 推進体制

### 5.1 連携・推進体制

本市は、庁内外の関係機関等と連携を図り、各主体の意見を反映しながら、環境教育に関する施策や事業を実施していきます。

また、本市が実施する施策や事業だけでなく、さまざまな主体の取り組みについても、相互に情報交換、連携、協働できるしくみづくりを進めます。

#### (1) あらゆる主体への普及啓発

環境教育は幅広い分野に及び、また生涯を通じてあらゆる世代を対象とすることから、さまざまな機会において各主体への啓発を進め、意識の向上を図ります。

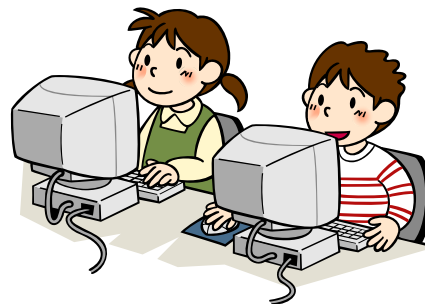
また、本市のホームページ中に環境教育に関するページを開設し、各課の事業やイベントなどをとりまとめて掲載することで、活用しやすい情報の発信を行います。

#### (2) 奈良市環境調整会議による進捗管理

本市の環境教育を総合的、体系的および効果的に展開するために、庁内関係各課で構成する「奈良市環境調整会議」において総合的な調整を行うとともに、本方針に基づく施策の着実な推進を図ります。

#### (3) 行政内部の連携強化

環境教育に関する施策は環境部門、農林部門、教育委員会、保健所等の各所管課において個別に実施されているため、今後は各課の連携を強化し、環境教育に関する情報を共有して効果的な施策や事業の展開を図ります。



### 5.2 フォローアップ

#### (1) 施策・事業の点検及び評価

本方針による市の施策や事業について、取り組みの状況や評価等を取りまとめ、ホームページなどに掲載します。また、必要に応じて関係部局と調整して、施策や事業の展開方法等の見直しを行います。

#### (2) 取り組み状況の調査・公表

アンケート調査などにより、家庭、地域、学校、事業者、各種団体等における環境教育に関する取り組み状況や成果について把握し、調査結果等を公表することで、今後の取り組みに活かします。